

大阪府条例第 号

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例

に関する条例の一部を改正する条例

第一条 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一一三（略）</p>	<p>第三条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一一三（略）</p>

第二条 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。次条において「法」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、大阪府教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）第一条及び第二条に規定する職員の人事行政事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員に限る。次条から第五条までにおいて同じ。）に係るものは、当該市又は町が</p>	<p>府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、大阪府教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）第一条及び第二条に規定する職員の給与の支給等に関する事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

処理することとする。

第三条 地方公務員法第三十九条第二項並びに教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の研修に関する事務であつて、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員に係るものは、当該市又は町が処理することとする。

2| 教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修に関する事務であつて、豊中市が設置する学校の職員に係るものは、豊中市が処理することとする。

第四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。

一一三 (略)

第五条 (略)

第六条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪府、堺市、豊中市、池田市及び箕面市を除く。以下この条において同じ。)、町(豊能町及び能勢町を除く。以下この条において同じ。)、及び村が設置する学校の職員(負担法第一条及び第二条に規定する職員に限る。)に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三 (略)

第七条 (略)

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員(負担法第一条に規定する職員に限る。次条において同じ。)に係るものは、大阪府が処理することとする。

一一三 (略)

第三条 (略)

第四条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪府及び堺市を除く。以下この条において同じ。)、町及び村が設置する学校の職員(負担法第一条及び第二条に規定する職員に限る。)に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三 (略)

第五条 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際第二条の規定による改正後の府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)  
第二条及び第三条に規定する事務に係るそれぞれの法令若しくは府の条例若しくは規則(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百十八条の四第二項に規定する規程を含む。)(以下「法令等」という。)の規定により大阪府教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)  
前に法令等の規定により大阪府教育委員会に対して

なされた申請その他の行為で、施行日以後においては新条例第二条及び第三条に規定する市若しくは町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市若しくは町の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市若しくは町の教育委員会に對してなされた申請その他の行為とみなす。

(不利益処分に関する経過措置)

3 施行日前に新条例第二条及び第三条に規定する市又は町が設置する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員に限る。)に對して行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

4 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)            第五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p>	<p>(勤勉手当)            第五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者(大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会の調査審議等)            第十八条 (略)</p>	<p>(人事委員会の調査審議等)            第十八条 (略)</p>

2 | 6 (略)  
 7 大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。

附則

1 | 32 (略)  
 33 (退職手当の特例)  
 附則第二十七項に規定する職員その他任命権者（大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。）が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。

2 | 6 (略)  
 7 大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、大阪市又は堺市の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。

附則

1 | 32 (略)  
 33 (退職手当の特例)  
 附則第二十七項に規定する職員その他任命権者（大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。）が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。

6 (職員の給与に関する条例の一部改正)  
 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)            第五条 (略)            2・3 (略)            4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)            第五条 (略)            2・3 (略)            4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者(大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p>

7 (職員の旅費に関する条例の一部改正)  
 職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。第二十条、第二十二條、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十九條、第四十一條及び第四十二條において同じ。)が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者(大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。第二十条、第二十二條、第三十一條、第三十九條、第四十一條及び第四十二條において同じ。)が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>